

## 介護保険料を変更します

問 高齢介護課介護保険係 ☎95-9889

3年ごとに見直しで4月より65歳以上の人の介護保険料が変わります。3年間の基準となる月額額は5,600円、段階区分も17段階になります。なお、第1段階から第3段階については、公費によって保険料が軽減されています。

段階区分	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の人、生活保護受給の人、市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金などに係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.20	1,120円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金などに係る所得を控除して得た額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.40	2,240円
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない人	基準額 ×0.65	3,640円
第4段階	市町村民税本人非課税で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金などに係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.85	4,760円
第5段階	市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない人	基準額	5,600円
第6段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	6,720円
第7段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	7,280円
第8段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	8,400円
第9段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	9,520円
第10段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	10,640円
第11段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	11,760円
第12段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	12,880円
第13段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	基準額 ×2.40	13,440円
第14段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額 ×2.50	14,000円
第15段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.60	14,560円
第16段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.70	15,120円
第17段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 ×2.80	15,680円